

総務教育常任委員会資料

(平成27年6月24日)

【件名】

- ・ 特別支援学校（鳥取養護学校）における医療的ケアへの対応について
（特別支援教育課）…………… 1

教育委員会

7

2

特別支援学校（鳥取養護学校）における医療的ケアへの対応について

平成27年6月24日
特別支援教育課

鳥取養護学校において、5月22日に看護師全員が辞職を申し出たため、学校で医療的ケアが実施できない状況になっておりましたが、現在の状況等について報告します。

1 現在の状況

- ①6月11日から、県立中央病院、公益社団法人鳥取県看護協会、白兔養護学校から看護師の派遣（3人体制）を受け、医療的ケアを再開した。
- ②辞職を申し出ていた看護師と話し合いを行った結果、1人の看護師が6月15日から職務に復帰した。①の看護師とあわせて、4人体制で医療的ケアを実施している。
- ③ただし、すべての児童生徒の医療的ケアを行うことはできないため、保護者によるケアも継続してお願いしている。

※在籍児童生徒数：76人

うち医療的ケアが必要な児童生徒数：33人

（看護師による対応：16人、保護者の協力による対応：17人）

- ④引き続き、看護師確保に向けた取り組みを行っている。
（鳥取県看護協会へ協力依頼、ハローワークでの求人、教職員の知人等への声かけ）

2 安全・安心に医療的ケアを実施するための環境整備

（当面実施する対応）

- ①保護者からの相談、要望等を組織として受け止めるため、窓口を明確化した。
→ 窓口は教頭、学部主事、（養護教諭）
- ②保護者からのケア内容に関する要望等に対応するため、学校医との連携を強化する。
- ③ヒヤリハットへの対応を徹底する。（保護者への報告（必要により謝罪）、再発防止策の検討と職員間での共有）
- ④養護教諭を看護師をまとめるリーダー的な存在として位置づけた。
- ⑤看護師の研修を充実させるとともに、看護師が可能な限りカンファレンス等に参加できるようにする。
- ⑥看護師からの職務遂行上の意見を聞く相談窓口を明確化した。
→ 窓口は、事務長、教頭、（養護教諭）

（今後検討する対応）

- ①看護師の勤務形態を含め、更なる体制強化を検討する。
- ②保護者からの相談を受け付ける総合窓口を教育委員会事務局に設置する。
- ③あわせて、医療的ケアの実施に関して、各種の相談に応じていただくスーパーバイザーを置くことを検討する。
- ④医療的処置の依存度や医療的リスクの高い児童生徒の学びの場について、「鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会」で議論する。

